

平成28年(ワ)第159号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外117名

被告 国

平成29年(ワ)第135号 新安保法制違憲国家賠償請求事件

原告 [REDACTED] 外92名

被告 国

## 準備書面(20)

(請求原因の認否についての証明権行使の申立)

2019(平成31)年2月28日

長崎地方裁判所民事部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 吉田 良尚

弁護士 福崎 博孝

弁護士 伊藤 岳

弁護士 今井 一成

弁護士 増崎 勇太

外

## 第1 被告書面における認否の回避

1. 被告は、原告らの訴え提起（2016年〔平成28年〕6月8日付）後、約5か月を要して答弁書（2016年11月1日付）を提出した。しかし、その答弁の内容は、実際に16箇所の認否を回避するものであった（別紙1「被告が答弁を回避した箇所一覧表」）。

被告が認否を回避した16カ所は、いずれも本件訴訟の最大の争点である「新安保法制法の集団的自衛権行使についての箇所とこれに関連する箇所」（憲法違反か否かの憲法論争に密接な関わりをもつ箇所であり、ここでの認否を真摯に行おうとすれば国の憲法的意見ないし主張をせざるを得ない箇所）である（【注1】）。

【注1】なお、被告は、原告らが請求原因を追加的に主張した原告準備書面（10）についての認否（被告準備書面（5）においても14箇所ほどの認否を回避している。

2. 原告らは、本件訴訟において、「集団的自衛権行使及び後方支援活動等の実施を容認する部分についての新安保法制法は、いずれも憲法9条に一義的にかつ一見極めて明白に違反」していること（訴状17頁）を主たる根拠に、当該閣議決定及び国會議員の立法行為がいずれも国家賠償法上の違法性の要件が成立すると主張した（訴状9頁）。すなわち、原告らは、国家賠償法の請求原因事実として、①「国の公権力の行使にあたる公務員」、②「職務を行うにあたりなされた行為」、③「公務員に故意過失があること」、④「原告らに損害が発生したこと」⑤「行為と損害の間に因果関係があること」を各々主張している。しかるに被告は、答弁書において請求の棄却を求め、請求原因の全部を争っている。そうすると、被告は、当然のこととして原告らの当該個別の請求原因事実につき認否を行わなければならないこととなる。

3. ところが、被告は、上記請求原因事実を構成する個別の事実に対し、16箇所（別紙1）に及ぶ認否の回避をしている。被告の認否回避の例を挙げると、例えば、訴状請求の原因第2の2の「(1) 集団的自衛権の行使の容認」の主張（訴状9～10頁）に対し、

答弁書（6頁）において、自衛隊法及び事態対処法の一部改正とその内容を前提としつつ、「平和安全法制整備法が自衛隊による集団的自衛権の行使を可能にしたとの主張は、原告らのいう集団的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない。」と答弁する。しかし、訴状の記述は、従来の政府の憲法9条の解釈上禁止されてきた集団的自衛権の行使を、政府が変更してこれを容認したことを問題にしているのであり、政府が説明している「集団的自衛権」と異なるものと問題にしているわけではないことは明らかであって、被告の答弁は、認否を回避するための、いいがかりないし逃げ口上に他ならない。また例えば、国家賠償の上記要件事実の一つとして原告らの主張した「公務員の故意・過失及び因果関係」（訴状25頁）につき、答弁書では、「原告らの請求は、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではなく、主張自体失当であるから、公務員の故意・過失や加害行為と損害との因果関係にかかる各主張については、いずれも認否の要を認めない。」（答弁書14頁）と、およそ考えられない理由で認否自体の回避をしているのである。

4. そもそも民事訴訟で求められる認否は、例えば、司法研修所の手引書では、「実務上、原告主張事実に対しては直接答えないで、これと相いれないような自己に有利な反対事実の主張をすることがある。これは原告が首尾一貫した事実主張をするのに対し、被告の答弁が断片的になるのを避けて、その事実関係について被告の主張を一つのまとまったものとして述べたいという気持ちの表れと思われるが、このような場合であっても認否は認否として記載したうえで、これと区別して、認否に続けて記載し、あるいは別項を設けた被告の主張の中で事実上の主張をすべきである。」（司法研修所民事弁護教官室編著、第六訂版民事弁護の手引き147頁）とされており、この理解は実務家の共通の認識である。

被告は、このような訴訟の一般論に照らしても、認否を回避することはできないはずである（【注2】）。

【注2】なお、原告らが請求原因を追加的に主張した原告準備書面（10）についての認否（被告準備書面（5））においても同様のものが散見される。

## 第2 求釈明

1. このため原告らは、被告が答弁書での認否を回避した訴状請求原因の個別箇所を頁数で特定し、「別紙1」としてまとめた。被告が答弁を回避した箇所のうち、特に被告が認否を明確にする必要性が高いと思われる箇所をまとめたものが「別紙2」である。

原告らは、裁判所に対し、「別紙2」に記載した事実（訴状で主張した事実）について被告の認否をあらためて明らかにするよう、その釈明権の行使を求めるものである。

2. なお、被告は本準備書面作成時点において答弁書及び準備書面（1）ないし（5）を提出しているが、その内容のほとんどは、原告らの主張する権利が国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないことに終始し、新安保法制法の合憲性についてはほとんど答弁がされていない。

新安保法制法の内容に触れている被告準備書面（1）第1「いわゆる平和安全法制の概要」は、平成26年7月1日閣議決定及び「平和安全法制関連2法」の概要を羅列するのみである。

原告は、原告準備書面（1）第4「被告答弁書の対応の不当性と基本的誤り」において、  
①従来の憲法9条の解釈上禁止されてきた集団的自衛権の行使を政府が変更してこれを容認したとの原告の主張に対する認否（同43頁）、②平和安全法制整備法に基づいて認められた集団的自衛権の行使は憲法9条に違反しないとの主張の根拠（同44頁）、③これまでの政府憲法解釈についての原告の主張に対する認否（同46頁）、④従来の政府解釈では他国軍隊の武力行使と一体化しなければ憲法上の問題は生じないとしており、周辺事態法においても自衛隊が活動する区域を「後方地域」「非戦闘地域」に区切って限定することで他国軍隊との武力行使一体化の問題が生じないことを担保する枠組みがとられていたとの原告の主張に対する認否（同48頁）を明らかにするように被告に求めたが、この点について被告からは何らの応答もされていない（上記①～④についての認否等に

についても、ここであらためて裁判所に釈明権の行使を求めるものである。)。

3. 結局、被告は、2年以上にわたる本訴訟において、本訴訟の本質的な争点である「集団的自衛権の行使を認める新安保法制法が合憲であるか否か」(あるいは、そもそも新安保法制法が集団的自衛権の行使を認めているのか)に関する「事実」について認否を回避し続けてきたのであって、著しく不誠実と言わざるを得ない。

被告がなぜこのような応訴対応をしているのかは当然問われるところであるが、被告は、新安保法制法の合憲性の合理的理由を具体的箇所では明示できないか、あるいは、これに答弁をしてしまうと、本訴訟の審理の焦点が自ずと新安保法制法が違憲か否かになってしまふことを怖れたものと考える。

いずれにしても、「別紙2」記載の訴状の主張は、本訴訟最大の争点である集団的自衛権と同行使に関連する「事実」の主張であるから、被告は個々にその認否をしなければならず、認否を回避してはならないことは当然である。

以上

(別紙1)

被告が答弁書で認否を回避した箇所の一覧表

1	被告答弁書4頁「はじめに」「最後に」	原告らの主觀ないし意見を述べたものであるから認否の限りでなく
2	同5頁「新安保法制法の中心的内容」	その余は原告らの評価ないし意見であり、認否の限りでない
3	同5頁「新安保法制法の制定行為の違憲性」	その余は事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない
4	同5頁「新安保法制法の制定過程の反民主主義性」	その余は、原告らの評価ないし意見であり、認否の限りでない
5	同6頁「はじめに」	その余については、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない。
6	同6頁「集団的自衛権の行使容認」	原告らのいう集団的自衛権の内容が明確でなく、認否の限りでない
7	同8頁「憲法9条の解釈における集団的自衛権行使の禁止」	その余は原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限り得ない
8	同9頁「集団的自衛権行使容認の違憲性」	事実の主張ではなく、争点とも関連しないので認否の要を認めない。
9	同9頁「立憲主義の否定」	事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない
10	同11頁「後方支援活動等の武力行使性」	事実に関する主張でなく、認否の限りでない
11	同11頁「後方支援活動等の他国軍隊	「ア」について

	の武力の行使と一体化」	その余は原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない 「イ」について 事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない
12	同13頁「後方支援活動等の違憲性」	事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない
13	同13頁「砂川事件判決について」	その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない
14	同13頁「新安保法制法の違憲性」	事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない
15	同13頁「集団的自衛権及び後方支援活動等の行使による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の危険性・切迫性」	原告らの国賠法上保護された権利または法的利益の存否を離れて、抽象的に法制度の内容や原告らの意見ないしは評価を述べるものであって本件の争点との関連性がないから、認否の要を認めない
16	同14頁「公務員の故意・過失及び因果関係」	原告らの請求は、国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害を言うものではなく、主張自体失当であるから、公務員の故意・過失や加害行為と損害との因果関係にかかる各主張については、いずれも認否の要を認めない

## (別紙2)

## 被告に認否を求める箇所一覧表（求釈明事項）

訴状で主張した事実（原告）	答弁書での認否の回避（被告）	被告が認否すべき理由
7頁「3. 新安保法制法の中心的内容」 従来政府が一貫して集団的自衛権の行使を憲法9条の下では許されないとしてきたこと	5頁 その余は原告らの評価ないし意見であり、認否の限りでない	従来の政府がどのような見解を持っていたかは事実であり、認否の対象である。
8頁「4. 新安保法制法の制定行為の違憲性」 内閣及び国会が、憲法改正の手続を取ることなく、憲法解釈の変更を行ったこと	5頁 その余は、事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めないと	内閣及び国会が憲法改正の手続を取ることなく憲法解釈の変更を行ったか否かは事実であり、認否の対象である。
9頁「2（1）集団的自衛権の行使容認」 新安保法制法が、自衛隊に、個別の自衛権のみならず、集団的自衛権をも行使することができるようにしてこと	6頁 平和安全法制整備法が自衛隊による集団的自衛権の行使を可能としたとの主張は、原告らのいう集団的自衛権の内容が	被告は、左のとおり認否を回避した直後に「国際法上は集団的自衛権として違法性が阻却されるもの」という表現を用

	<p>明確でなく、認否の限りでない 集団的自衛権の行使の禁止」</p> <p>(日本政府は) ③の要件の自衛権による実力行使の「必要最小限度」について、日本の領域内での行使を中心とし、必要な限度で日本周辺の公海・公空における対処も許されるが、海外派兵は自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないものとしてきたこと</p>	<p>明確でなく、認否の限りでない 集団的自衛権を認めるものかの認め否が可能であるにもかかわらず、不當に認否を回避している。</p> <p>從来から、武力行使の目的をもつて武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる「海外派兵」は、一般に自衛のための最小限度を超えるものであつて、憲法上許されないが、他国の領域における武力行動でいわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとすれば、憲法上の理論としては、そのような行動をとることが許されないと解しているかのように記載したうえで「認めると述べることは不當なまやかしの認否である。</p>
10 頁 「2 (2) 憲法 9 条の解釈における	8 頁	

	<p>原告らが被告に対して求めている認否の対象は、「従来の日本政府は、③の要件の自衛権による実力行使の「必要最小限度」については、自衛という目的から日本の領域内の行使を中心とし、必要な限度で日本周辺の公海・公空における対処も許されるが、海外派兵は自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないものとしてきたこと」という事実についてである。</p>	<p>新安保法制法の内容及び政府の答弁は事実であり、同法案の違憲性という本訴訟の最も本質的な争点に関するものであるから、認否を回避すべきでない。</p>
12頁13頁「2（4）集団的自衛権行使容認の違憲性」	<p>事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない</p> <p>ア 新安保法制法が、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力に限って許されるとの解釈を否定し、他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外</p>	

<p>に出動して戦争をすることを認めるものであること</p> <p>イ 法案審議の政府国会答弁において、武力行使の第1要件に該当するかは、政府が「総合的に判断」すると答弁がされたこと</p>	
<p>14頁「3（1）後方支援活動等の軍事色強化」</p> <p>新安保法制法において、自衛隊が他国の軍隊に弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油などの活動が認められていること</p>	<p>重要影響事態安全確保法及び国際平和支援法の各別表第1の備考欄に…「武器」に「（弾薬の提供を含む）」との定めはなく、また、上記の備考欄に、「自衛隊に属する物品提供および自衛隊による役務の提供に、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないものとする。」との定めがないことは認める</p> <p>新安保法制法の文言上定めががないことと、弾薬提供や給油活動等が認められていることは別問題であり、被告は認否を明らかにすべきである。</p>
<p>15頁「3（3）後方支援活動等の他国軍</p>	<p>11頁</p>

<p>隊の武力の行使と一体化」</p> <p>従来の政府解釈では、後方支援活動等が他国軍隊の武力行使と「一体化」しなければ憲法上の問題を生じないとの解釈が行われてきたこと</p>	<p>その余は、原告らの意見ないし評価にわたるものであり認否の限りでない。</p> <p>17 頁「4砂川事件判決について」</p> <p>政府と党が、いわゆる砂川事件判決を集団的自衛権の合憲性の主張の根拠としているが、この事件は、集団的自衛権の憲法適合性を争点としていないこと</p>	<p>政府の解釈は事実であり、認否の対象となる。</p> <p>13 頁</p> <p>原告らの意見ないし評価にわたるものであり、認否の限りでない。</p> <p>13 頁</p> <p>原告らの国賠法上保護された権利または法的利益の存否を離れて、抽象的に法制度の内容や原告らの意見ないし評価を述べるものであって、本件の争点と関連</p> <p>原告らの権利の具体性など、国家賠償請求権の要件事実のうち損害に関する部分は、他の要件事実である違法性、故意・過失、因果関係等とは別個の争点である。</p>
---	---	--

<p>することができるようになること</p> <p>性がないから認否の要を認めない。</p>	<p>損害論について被告が否認していることを理由に他の要件事実について認否を要しないなどとする理由はないし、被告が自ら立法した法の解釈について認否を回避するというのは極めて不當である。</p>
<p>25 頁「1. 公務員の故意・過失」</p> <p>新安保法制法にかかる内閣閣議決定、法案の国会提出及び国会による同法案可決等にあたって国務大臣及び国會議員に新安保法制法案が違憲であり原告の権利を侵害することについて故意または過失があること</p>	<p>14 頁 原告らの請求は国賠法上保護された権利ないし法的利益の侵害をいうものではなく、主張自体失当であるから、公務員の故意・過失や加害行為と損害との因果関係にかかる各主張については認否の要を認めない</p> <p>25 頁「2. 加害行為と損害の因果関係」 上記 1. 記載の公務員の加害行為と原告らの損害との間に因果関係があること</p>